

政令第 号

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。
航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号中

衛星航法補助施設

三万三千七百円

衛星航法補助施設	
<p>航行中の航空機に対する補助信号（航空機の測位の用に供するための信号を送信する人工衛星を利用して行われる航空機の測位を補助するための信号をいう。以下この号において同じ。）の送信を地上から人工衛星を経由して行う機能を有するもの（以下「衛星経由送信型衛星航法補助施設」という。）</p>	<p>三万三千七百円</p>
<p>航行中の航空機に対する補助信号の送信を地上</p>	<p>三万千五百円</p>

を

に改め、

から直接行う機能を有するもの（以下「地上直
 接送信型衛星航法補助施設」という。）

同表第二号中

衛星航法補助施設

七十四万七千八百円

を

衛星航 法補助 施設		衛星航 法補助 施設	衛星航 法補助 施設
地上直 接送信 型衛星	航法補 助施設	衛星經由送信型衛星航法補助施設	衛星航 法補助 施設
航空機を使用して検査を行う場合であ つて、国土交通省の航空機を使用する とき	その他の場合	七十四万七千八百円	七十四万七千八百円
		百一万二千六百円	八万三千二百円

に改め、同表第

三号中

衛星航法補助施設

十五万千五百円

を

衛 法 施

衛星航法補助施設	星航		
	衛星經由送信型衛星航法補助施設	地上直	航空機を使用して検査を行う場合であ
十五万千五百円	助施設	型衛星	つて、国土交通省の航空機を使用する
	航法補	とき	
	その他の場合		
	六万千五百円		九十九万九百円
			十五万千五百円

に改め、同表第四号中

を

衛星航	法補助	施設
-----	-----	----

衛星經由送信型衛星航法補助施設	十五万千五百円
地上直 航空機を使用して検査を行う場合であ つて、国土交通省の航空機を使用する とき	八十一万六千六百円
航法補 その他の場合	六万千五百円
助施設	

星航法補助施設	十四万七千円
---------	--------

に改め、同表第五号中

衛

を

衛星航	衛星航	施設	法補助	地上直	衛星	航法補	助施設
衛星經由	衛星經由	施設	法補助	地上直	衛星	航法補	助施設

由送信型衛星航法補助施設	十四万七千円
航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	八十六万四千九百円
その他の場合	十万九千八百円

附 則

この政令は、令和二年三月二十三日から施行する。

に改める。

理由

航空機に対する補助信号の送信を地上から直接行う機能を有する衛星航法補助施設について、その設置の許可の申請等に係る手数料の額を定める必要があるからである。